

## 第7回鹿児島家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時等

- 1 日 時 平成18年11月27日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 場 所 鹿児島家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 井上繁規, 岩切尚子, 高田慶子, 日高和広, 増田博, 三角浩一, 餅原尚子, 山本由利子

### 第2 議事

- 1 開会
- 2 新委員紹介(井上繁規委員, 三角浩一委員)
- 3 委員長選出

全委員の賛同により, 委員長に井上鹿児島家庭裁判所長が選出された。

- 4 第6回委員会後の裁判所の広報活動に関する報告

(井上委員長)

前回委員会以降に鹿児島地方・家庭裁判所で行ってきた裁判所の広報活動について報告されたい。

(家裁事務局長)

- (1) きて!みて!裁判所day(定例見学会) 毎月第三木曜日開催
- (2) 夏休み親子見学会 8月8日~10日開催
- (3) 裁判員裁判の模擬裁判 6月26日~28日開催
- (4) 法の日週間行事(10月1日~7日)
  - ア 裁判傍聴・見学会
  - イ 「評議」DVDの視聴又は傍聴と説明会
  - ウ 無料法律相談
- (5) 「おはら祭り」前夜祭への参加 11月2日開催
- (6) 志学館大学学園祭への出張裁判員裁判模擬裁判 11月5日開催
- (7) 「裁判員制度全国フォーラムin鹿児島」 平成19年1月27日開催予定

について報告

(井上委員長)

今後も、開かれた裁判所、利用しやすい裁判所をめざし、裁判所を身近に感じてもらい、裁判所への理解を積極的にアピールしていきたい。

(以下、 A ~ G : 委員)

A 裁判所見学はどのくらいの頻度で行われているのか。

また、見学者に写真撮影の機会は設けているのか。

(家裁事務局長)

週3回はPTAなどの見学会が入っている。

裁判所の企画する見学会では、法廷での写真撮影の機会を設けたりしている。

A 庁舎をバックに記念撮影をするなどはできないのか。

(家裁事務局次長)

来庁者のプライバシー等に配慮し、庁舎敷地内からの撮影は認めていない。

報道機関に対しても、同様の配慮を求めている。

B 事件当事者の立場を考えれば、プライバシーの保護に配慮する必要がある。

C 海外の施設や病院等を訪問する場合も、人物を写真に入れられないよう注意がある。裁判所でも、記念撮影の立ち位置を決めておくなどの工夫をしてもよいのではないか

A 法曹三者でおはら祭りの前夜祭に参加した際、本部席前等で団体の紹介をしていただければ、広報に役立つのではないか。

D 平成17年から、法曹三者が手を取って広報に取り組んでいる姿が見受けられるようになった。

5 議題「成年後見制度について」

(井上委員長)

成年後見等事件の新受事件数及び申立状況について説明されたい。

(家裁首席書記官)

全国及び鹿児島家裁管内の新受事件数の動向について説明

平成18年度は障害者自立支援法が施行された影響で、集団申立が多かった。

A 申立から後見開始までどれくらいの期間かかっているか。

(家裁首席書記官)

約3か月かかっている。

D 集団申立はどのような施設から申し立てられているのか。

(家裁首席書記官)

高度障害者施設である。平成18年度は加治木支部管内の2つの施設、本庁管内の1つの施設から集団申立があった。

B 成年後見制度の実情と課題について説明

平成18年度の成年後見等開始事件数の増加は、障害者自立支援法施行の影響と見られる約300件の集団申立を含んでいる。このうち100件から200件程度は、今年限りの増加分と思っている。

成年後見等開始事件は、後見を開始した後も、後見監督事件として、事件本人が死亡するまで、後見事務を監督していくことになるので、後見事件は累積的に増加していくことになる。現在、従前の禁治産事件等を含めると、鹿児島家裁の抱える後見事件は1000件を超えている。

同居家族からの申立の場合、本人が認知症のため、郵便局、銀行から預貯金を引き下ろせないということで申し立ててくるケースが多い。同居家族が自分のために本人の財産を使いたいというような場合は、本人と対立関係になるので、弁護士や司法書士等の第三者を後見人に選任することになる。また同居家族が本人の面倒を見ているような場合は、同居家族を後見人に選任して、後見監督人を選任する場合もある。

裁判所では、適格な後見人を選任して、本人に意思があればどのように使うか押し量りながら、後見人が不正に財産を流用しないように、適正に監督していくことが課題となっている。

(井上委員長)

後見開始事件及び後見監督事件の手の続の流れについて概要説明

- D 後見監督を適正に行えば、後見人の不正は防げるのではないか。
- B 後見人が、本人の財産を使い込むというような不正行為があれば、調査官及び書記官で調査を行い、裁判官が審問を行うなどして、是正措置を講じることになる。後見人が返済しないような場合は、直ちに後見人を解任して、新たな後見人を選任する。金額が大きい場合など、業務上横領で刑事告発することも考えられる。

(井上委員長)

そのような場合に、弁護士を新たに後見人を選任して、不正行為を行った元後見人を相手に民事訴訟を起こすというようなことも、全国的に行われているようである。

- A 後見監督人を選任する事件は何割くらいか。
- B 純資金、流動資産の額によって、後見監督人を選任することがある。件数は二、三十件くらいではないか。税理士や弁護士、司法書士を選任している。
- E 家族以外の後見人の場合、報酬が払われるのか。
- B 家族であっても、一定の基準で報酬を支払うことができるが、家族の場合、放棄するのが普通である。

第三者後見人に対する報酬について、家族から、通帳を預けて管理するだけで報酬を払うのかと言われることがあるが、そのようなときは、「何かあったときの安心料」と説明している。

後見人への報酬の支払いは、後見人が管理している通帳から自分で引き出すことができるので問題ないが、後見監督人に対する報酬が後見人から適正に支払われないことがあり、問題になる。

(井上委員長)

市の相談窓口などでは、身よりのない人の後見に関する相談などはないか。

F 具体的な事例はないが、身よりのない人については、市長から成年後見の申立をすることができるのではないか。

(井上委員長)

市長村長名での申立はできる。平成16年度の全国の成年後見事件の申立状況を見ると、市長村長からの申立が3パーセントある。

D 集団申立では、誰が申立人となるのか。

B 家族が多い。平成16年度の全国の成年後見事件の申立状況を見ても、家族からの申立が一番多く、8割を占めている。

A 成年後見について、家族から相談を受けることがあるが、後見申立については、裁判所へ行けば申立人本人で手続きができるので、申立人代理人になることはない。ただし、補佐、補助の申立については、要件が難しいこともあり、代理人を引き受けることもある。

(家裁首席書記官)

成年後見関係の相談事例について説明

A 後見人が本人の口座から引き下ろせる金額に制限があるか。

B 後見人は預貯金の全額を引き下ろすことが可能である。

C 後見人として県外の兄弟等を選任すると、手続等煩雑で負担が多いのではないか。

B 後見人選任に当たっては、まず本人の保護を考える。

近くで本人の面倒を見ている親族を後見人とすることが多いが、後見人として適正な後見業務を行うことが期待できない場合は選任しない。

例えば、高齢の夫婦の一方を後見人に選任すると、後見人が近い将来認知症になる可能性も高い。そのような場合は、多少遠くに住んでいても、若い子ども等を選任することがある。また、対立する親族も後見人に選任しない。

C 身上看護に関する法律行為が後見人の業務とされているが、病院における治療行為への同意なども後見人が行えるのか。

(井上委員長)

後見人は、治療や入院に関する病院との契約は行えるが、手術等の治療行為についての同意などは後見人の業務ではない。

A 裁判所の許可を得て後見人が同意するということもできないのか。

(井上委員長)

治療行為については、あくまでも親族が同意する性質のもので、裁判所であっても後見人に同意を許可することはできない。

G 鹿児島県の地域包括支援センターは、41市町村に49センターが設置されている。そのうち直営のセンターが41、委託のセンターが8である。

平成19年4月までに、鹿児島市等8市町村に23センターが設置される予定である。鹿児島市には15センターが設置されるが、全て委託となる。

全国的には、直営の割合は3割程度であるが、鹿児島県では直営の割合が高くなっている。

委託は、市町村の社会福祉協会等、在宅介護福祉支援を行ってきた団体に運営を委託するものである。

直営の包括支援センターの場合、例えば高齢者虐待の相談等があった場合に、市町村長の権限で、直接個別家庭への立ち入り調査等を行えるというようなメリットがある。

県内の市町村では、相談窓口を役場内に設けている所が10か所、包括支援センターに設けている所が18か所、両方に設けているところが11か所あり、相談窓口を設けていない市町村が10か所ある。

平成18年4月1日から9月30日までの間の鹿児島県の市町村役場内の窓口で受けた相談件数は24件、包括支援センターの窓口で受けた相談は34件である。

地域支援事業として、成年後見等の申立支援事業を実施している市町村は16市町村であり、平成18年4月1日から9月30日までに鹿児島市が3件の

申立を行い、肝属町が2件の申立を準備しているところである。

B 委託の包括支援センターでは、市町村長による成年後見等申立はできないのか。

F 鹿児島市では、包括支援センターと連絡を取り合ってまとめて申立をするようになるはずである。

鹿児島市の場合、成年後見申立に関しては、福祉の窓口で担当することになる。

G 包括支援センターでは、高齢者の一次的な相談は受付けるが、成年後見申立等の二次的対応までカバーするのは難しいと思う。まずは一次的な相談に必要な研修等を裁判所をお願いしたい。

(家裁事務局次長)

鹿児島家庭裁判所では、市町村の包括支援センターの担当者130人を対象に成年後見制度に関する説明をした。今後もそのようなニーズがあれば対応していきたい。設置済みの包括支援センターには、申立書のひな形を交付している。

D 行政機関にこれから教育を行っていくという段階では、市民においては成年後見制度に関する知識は皆無に等しいといえるのではないか。

行政機関に働きかける一方で、市民に向けてもっと成年後見制度の周知を図り、理解を求めていく必要があると考える。

(首席家裁調査官)

集団申立の状況、処理体制、調査等の実情について説明

A 成年後見等の申立費用はどれくらいかかるか。

B 裁判所に納めてもらうのは、印紙代4,000円と切手代3,150円だが、鑑定料が、主治医の場合で5万円、そうでなければ7万円くらいかかる。

(井上委員長)

鑑定については、省略する例もあるようだが、鹿児島家裁では原則として全

件鑑定に回すようにしている。

## 7 次回

(井上委員長)

次回は、裁判員制度に関する議題について、鹿児島地方裁判所委員会と合同で開催したいと考えるがいかがか。

(委員全員)

異議なし

(井上委員長)

次回期日については例年どおり5月ころとしたいが、12月18日に開催する鹿児島地方裁判所委員会後に、議題の詳細とともに御連絡することとしたい。